

## 民間活用に係る審議の進め方について

## 1 これまでの課題

民間活用推進方針の施行から約2年が経過し、今後、ソフト事業も含めて案件が増加する見込みです。

施設整備事業や公有財産利活用事業等の民間活用の審査にあたっては、公正性、透明性、客観性を確保するために学識経験者等の意見を踏まえることから、原則として、附属機関による事業者選定が必要としています。

ところが、既存の附属機関だけでは事業者選定ができる案件数や範囲に限りがあるため、案件が発生するたび民間活用に係る附属機関が乱立することが想定されます。

## 2 民間活用事業者選定評価委員会の設置

方針の策定により、従来は指定管理者制度が中心であった民間活用の裾野が、PFI事業、公有財産利活用や、民間提案などに拡大していることを踏まえ、所管局で既設の「指定管理者選定評価委員会（※）」を「民間活用事業者選定評価委員会」に条例改正することにより、所管局で民間活用の案件を審議・評価できるようにしました。

※公の施設に対する指定管理者制度導入の適否、事業者の選定・事業評価のみを所掌

<主な効果>

- ・所管局の事業を熟知している学識経験者に、複数の委員会を兼任することなく審議に参画してもらえる。
- ・意見をいただく必要が生じた際に、所管局の判断で機動的に対応できる。

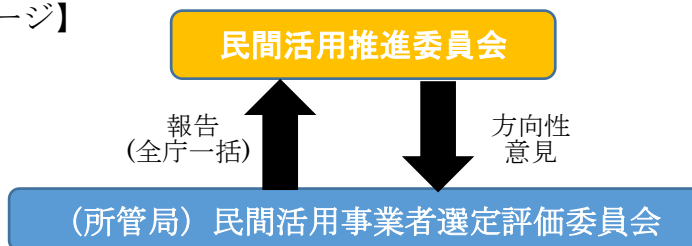
## 3 今後の民間活用推進委員会の審議について

これまで、民間活用に係る事業者選定につきましては、総合自治会館跡地の利活用をはじめ、民間活用推進委員会に部会を設置して選定等を行うことが多かったですが、その一部は所管局の附属機関で審議を実施することとなるため、今後の民間活用推進委員会での審議は主に以下のようにしたいと考えています。

## (1) 市の民間活用事業全般の進め方について

- ・各年度の初回委員会等で今後実施予定の民間活用事業を報告し、検討の進め方等についての審議を実施（その結果を所管局にフィードバック）

【イメージ】



## (2) 部会を設置して民間事業者の選定を行う事業は、主に以下のとおりとします

- ・PFI法第6条に基づく民間提案
- ・多くの所管部局にまたがる施設整備事業（複合化施設等）
- ・その他、所管局だけでは審査が困難な事業 など

※PFI事業等の総括評価につきましては、事業者選定を行った機関で実施を想定